

第 20 回 表現の自由 (4)

【到達目標】 表現の自由を規制する法令の規定のあり方について、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。表現内容規制と表現内容中立規制とどのように具体的に区別するか、それぞれが表現の自由にどのような不利益をもたらすか及び両者の合憲性をそれぞれどのように審査すべきかなどに留意しつつ、説明することができる。

【事前学修】 徳島市公安条例事件最高裁判決 (I-83)、福岡県青少年保護育成条例事件最高裁判決 (II-108)、広島市暴走族追放条例事件最高裁判決 (I-84)、大阪市屋外広告物条例最高裁判決 (I-55) 及び立川反戦ビラ配布事件最高裁判決 (I-58) の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

6. 表現の自由に対する規制の類型化

- ・ 表現の自由を規制する法令が漠然としていて不明確なものであれば、本来許される表現行為であっても、それを差し控えさせてしまう。そこで、合理的な限定解釈によっても法文の漠然不明確性が除去されないときは、法令そのものを文面上違憲無効とすべきと考えられる。
- ・ 表現の自由を規制する法令の法文が明確であっても、規制の範囲があまりにも広汎であり違憲的に適用される可能性がある場合には、同様に萎縮効果があるので、法令そのものを文面上違憲無効とすべきであると考えられる。

- 徳島市公安条例事件最高裁判決 (最大判昭和 50 年 9 月 10 日刑集 29 卷 8 号 489 頁)
- 福岡県青少年保護育成条例事件最高裁判決 (最大判昭和 60 年 10 月 23 日刑集 39 卷 6 号 413 頁)
- 広島市暴走族追放条例事件最高裁判決 (最判平成 19 年 9 月 18 日刑集 61 卷 6 号 601 頁)
- 新潟県公安条例事件最高裁判決 (最大判昭和 29 年 11 月 24 日刑集 8 卷 11 号 1866 頁)
- 佐世保エンタープライズ寄港阻止闘争事件最高裁判決 (最判昭和 57 年 11 月 16 日刑集 36 卷 11 号 908 頁)

- ・ 表現の自由に対する規制が問題となる場合、その規制が表現の内容に基づくものであるか、表現のなされる時・場所・方法に基づくものであるかによって区別し、前者の場合には後者よりも厳格な基準により審査すべきであると考えられる。
- ・ 明白かつ現在の危険 (clear and present danger) の基準とは、(1) ある表現行為が近い将来、実質的害悪を引き起こす蓋然性が明白であること、(2) その実質的害悪がきわめて重大であり、その重大な害悪の発生が時間的に切迫していること、(3) 当該規制手段がこの害悪を避けるのに必要不可欠であることの 3 要件の存在が論証された場合に当該表現行為を規制できるという違憲審査基準である。
- ・ より制限的でない他の選びうる手段 (less restrictive alternative) の基準とは、立法目的を達成するためにより制限的でない他の選びうる手段が存在するかどうかを具体的かつ実質的に審査し、それがありうると解される場合には、当該規制立法を違憲とするという違憲審査基準である。
- ・ 合理的関連性の基準とは、(1) 規制目的 (立法目的) の正当性、(2) 規制手段 (立法目的達成手段) と規制目的との間の合理的関連性、(3) 規制によって得られる利益と失われる利益との均衡の 3 つを検討する違憲審査基準である。

- ・ 純粋な言論を超えた行動を伴う表現活動や、それ自体は表現行為ではないものの文脈の中で表現として意味づけられるような行為も、基本的には表現として保護の対象となると考えられる。

○ 大阪市屋外広告物条例事件最高裁判決（最大判昭和 43 年 12 月 18 日刑集 22 卷 13 号 1549 頁）

- ・ 管理権者の承諾なく、防衛庁（当時）職員の官舎に「自衛隊のイラク派兵反対」などと記載したビラをポストに投函するために侵入したり、民間の分譲マンションに日本共産党の議会報告のビラをポストに投函するために侵入したりすることについて、住居侵入罪（刑法 130 条前段）に問うことは憲法 21 条 1 項に違反しないというのが判例の立場である（立川反戦ビラ配布事件最高裁判決（最判平成 20 年 4 月 11 日刑集 62 卷 5 号 1217 頁）、葛飾政党ビラ配布事件最高裁判決（最判平成 21 年 11 月 30 日刑集 63 卷 9 号 1765 頁））。

○ 立川反戦ビラ配布事件最高裁判決（最判平成 20 年 4 月 11 日刑集 62 卷 5 号 1217 頁）

【事後学修】 講義の内容を踏まえて、表現の自由に対するさまざまな規制及び違憲審査のさまざまな具体的基準について整理する。余力があれば、新潟県公安条例事件最高裁判決（I-82）及び佐世保エンタープライズ寄港阻止闘争事件最高裁判決（I-85）の事実の概要及び判旨等を読んでおく。

Quiz

Q20 表現の自由に対する規制について、(イ) 表現内容を直接規制する場合と、(ロ) 表現の時、場所、方法に関する間接的・付随的規制の場合とに区別し、その規制の合憲性の判断基準に関し、前者の場合には厳格な審査基準を適用し、後者の場合には規制の態様につき、立法目的を達成するためにより制限的でない他の選び得る手段があるか否かによるべきである、とする見解がある。この見解に従って、次の A から F までの表現の自由に対する規制に関する事例を、上記の (イ) と (ロ) のいずれか適切な方に分類した場合、同じ分類に属するもの同士を組み合わせたものは、後記の 1 から 5 までのうちどれか。

- A. 新聞の記事が人の名誉を毀損したとして、新聞社の経営者を、名誉毀損罪により処罰すること
 - B. 都市の美観風致を維持するため、電柱などへのビラ貼りを、屋外広告物条例により禁止すること
 - C. 一般交通に著しい影響を及ぼすような道路上での街頭演説につき、道路交通法に基づく所轄警察署長の道路使用許可を受けなければならないとすること
 - D. 内乱罪や外患誘致罪を実行させる目的をもってする扇動を、破壊活動防止法により処罰すること
 - E. 選挙に関して投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的で戸別訪問をすることを、公職選挙法により処罰すること
 - F. 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めて知事が指定した、著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するような有害図書の販売を、青少年保護育成条例により禁止すること
1. (ABF) (CDE) 2. (ACD) (BEF) 3. (ACE) (BDF)
4. (ADE) (BCF) 5. (ADF) (BCE)

(平成 6 年旧司法試験)